

## 安平町地域ブランド化推進事業支援補助金

	地域特産品開発事業	道の駅新規商品開発事業
対象事業	<p><u>①地域資源を活用した新規商品開発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな商品の開発や商品化に関する事業</li> <li>・すでにある商品のレベルアップ、付加価値向上に関する事業</li> <li>・生産技術の開発、新技術取得のための調査研究</li> <li>・町の知名度向上や特産品の宣伝普及事業</li> </ul>	<p><u>②道の駅での販売を主たる目的とした新規商品開発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅への納品に確実性がある商品開発</li> <li>・当町または道の駅の独自性を有し、特産品として定着することが期待される商品開発</li> </ul>
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する個人</li> <li>・町内に事業所等を有する法人または団体</li> </ul>	<p>道内に本店、営業所、事務所等を有する法人および安平町商工会に加盟する町内事業主</p>
補 助 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業経費の10/10以内（上限30万円、下限5万円）</li> <li>※ふるさと納税のお礼品用に開発し、登録された場合については、上限額を50万円とする。</li> <li>※販路拡大を目的としたイベント出店費、旅費、販売員経費の補助は、事業費全体の40%まで。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業経費の1/2以内（上限50万円）</li> </ul>
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料費 開発に直接利用する原材料費</li> <li>・用具購入費 開発に直接利用する用具の購入費</li> <li>・試験分析費 開発に伴う専門機関の分析費</li> <li>・謝礼 専門家の指導、助言への謝礼</li> <li>・旅費 専門家招聘や研修のための旅費</li> <li>・デザイン費 商品ラベル、パッケージの製作費</li> <li>・広告宣費 商品の開発や既存特産品の改良に伴うパンフレット製作費</li> <li>・販路開拓費 販路拡大を目的としたイベント出店費、旅費、販売店員経費。ただし事業費全体の40%が上限 ※販路開拓のみの事業は対象外。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料費 開発に直接利用する原材料費</li> <li>・試験分析費 開発に伴う専門機関の分析費</li> <li>・謝礼 専門家の指導、助言への謝礼</li> <li>・旅費 専門家招聘や研修のための旅費</li> <li>・ラベル製作費 商品ラベル、パッケージの製作費</li> <li>※PR経費、イベント出店費、パンフレット製作費、用具購入に関する経費は対象外。</li> </ul>
問合せ	<p>商工観光課 商工観光労働グループ 電話 0145-29-7083</p>	